

公立学校の体育館等への空調設備整備助成制度の拡充 を求める意見書

近年、6月から8月の平均気温が毎年のように過去最高を更新するなど、全国的に災害とも言える夏の猛暑が続く中、空調設備が整備されていない体育館、武道場等では、熱中症など命に関わる事故が起こる可能性もあり、今後、児童・生徒が健康で安全に活動できる教育環境を適切に維持していくためには、空調設備の整備が必要不可欠である。

また、本県の県立学校の体育館等は、その約9割が災害時の指定避難所となっていることから、県内全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている本県においては、避難生活を送る県民の健康や安全を守るためにも、早急に空調設備の整備を進める必要がある。特に、先の見えない避難所生活においては、良好な生活環境の確保が求められるとともに、災害時は停電等により空調設備が使用できなくなる可能性もあることから、災害時にも対応できる空調設備の仕様や空調方式についても考慮する必要がある。

このような中、現在、公立学校を対象とした体育館等への空調設備整備に関する国の補助制度には、文部科学省の「学校施設環境改善交付金」があるものの、対象学校種は、小・中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校に限られており、それ以外の高等学校及び中等教育学校後期課程は対象外となっているため、県財政を圧迫している状況である。

また、補助率についても、令和7年度補正により「学校施設環境改善交付金」のメニューの1つとして新設された「屋内運動場の空調設備整備事業」では通常の1/3から1/2にかさ上げされているが、体育館等への空調設備整備には多額の費用がかかることから、更なる引上げが必要である。さらに、速やかな導入につながるリース契約については対象外とされている。

よって、国においては、早急な対応が求められている公立学校の体育館等への空調設備整備を促進するため、学校施設環境改善交付金において、次の事項を速やかに実現されるよう強く要望する。

- 1 高等学校及び中等教育学校後期課程においても着実に整備できるよう、補助対象を拡充すること。
- 2 補助率を更に引き上げるなど、維持管理費を含めた十分な財政措置を講じること。
- 3 リース費用を補助対象に加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 19 日

愛媛県議会議長

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣官房長官